

第 60 回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 平成 28 年 8 月 26 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

(2) 場所 杉妻会館 4 階 牡丹

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏 (委員長) 安齋勇雄 今泉裕 齋藤玲子 佐藤初美 新城希子 高嶋亮
田崎由子 橘あすか 藤田一巳

イ 県側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹
農林水産部参事兼課長 農林技術課長

土木部次長 技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹

出納局入札用度課主幹兼副課長

教育庁財務課主幹兼副課長

警察本部会計課主幹兼次席

県北建設事務所主幹兼専門技術管理員 保原土木事務所長

県中建設事務所主幹兼事業部長 県中建設事務所ダム建設課長

県南建設事務所事業部長 県南建設事務所専門技術管理員

喜多方建設事務所事業部長 喜多方建設事務所専門技術管理員

いわき建設事務所事業部長

県中出納室長 県南出納室主幹兼副室長兼出納課長 いわき出納室長

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について (平成 28 年 4 月～6 月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について (平成 28 年 5 月～7 月)

ウ 南会津管内舗装工事の応札に関する調査結果について

(2) 審議事項

ア 抽出案件について

イ 建設関係団体等からの意見聴取について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

皆様、お揃いでございますので、ただいまから「第 60 回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

なお、本日の会議は、軽装での開催といたしました。御出席の皆様におかれましても、軽装のご理解とご協力をお願いいたします。

【辞令交付】

はじめに、4月で退任された芳賀委員の後任の委員をお迎えしておりますので、辞令の交付を行います。お名前をお呼び致しますので、その場でご起立くださいますようお願いいたします。

高島 亮(たかはた あきら)委員

【政策監】 (高島委員の席の前で辞令を交付)

【入札監理課主幹兼副課長】

高島委員は、一般社団法人福島県建設業団体連合会事務局長を務めておられます。それでは、高島委員から一言ご挨拶をお願いいたします。

【高島委員】

ご紹介いただきました高島と申します。県民の皆様にご信頼されるべく公平・公正、より透明性の高い福島県の入札制度のために、微力ではありますが、努めさせていただきたいと思っております。何卒御協力よろしくをお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

どうもありがとうございました。

次に、福島県入札制度等監視委員会規則第 8 条第 3 項及び第 4 項の規定により、委員長に高島委員の所属する部会の決定をしていただきたいと思います。

【伊藤委員長】

それでは、芳賀委員の後任ということで、高島委員を再苦情調査部会の委員として指名致します。よろしくお願い致します。

【高島委員】

了解しました。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは、議事につきまして、伊藤委員長、よろしく申し上げます。

【伊藤委員長】

これより、議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項3件、審議事項2件でございますが、公開で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員 異議なし)

【伊藤委員長】

はい、ありがとうございます。ご異議ないものと認めそのように決定いたします。

はじめに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について(平成28年4月～6月分)」事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料1」により説明)

【伊藤委員長】

はい、ありがとうございます。ただいま報告のあった件につきまして、質問等ございましたらお願いします。

私の方から質問させていただきたいのですが、資料1-1の7頁以降随意契約があります。昨年度と比べると件数が倍増。いわき、相双地区の東日本大震災がらみとか復興公営住宅がらみというのはわかるのですが、それ以外の中通り、浜通り、会津の随契というのは、どの災害が主に原因だったりするのでしょうか。

【建設産業室長】

今回多かったのが、昨年9月に発生しました関東・東北豪雨、あの時の被害が南会津ですとか県北の方が多かったものですから、その件数が増えているというのが主な原因でございます。

【伊藤委員長】

茨城の方に被害が多かった大雨ですね。

【建設産業室長】

鬼怒川の堤防が決壊したあのときでございます。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。ないようでしたら次に進みます。

報告事項イ「入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について」(平成28年5月～7月分)です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

(「資料2」により説明)

【入札用度課新野主幹】

(「資料2」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの報告のありました件について質問等ございましたらお願いします。

【田崎委員】

富士通(株)と日本電気(株)ともに日本を代表するような、企業さんだと思いますけれども、期間も6ヶ月とかなり長いですね。内容的にどのような独禁法違反があったのか教えていただけますでしょうか。

【入札監理課長】

東京電力の通信用の機器の納入に関して、両者の上でお互いのここを持ちますという形での談合があったということで、それが公正取引委員会で発表があったための措置となります。

【田崎委員】

どのようにして発覚したのでしょうか。例えば、内部告発があったとか。その辺りをもしおわかりになれば教えてください。

【入札監理課長】

そこまではこちらでは分かりません。

【伊藤委員長】

いずれにしてもこの2社の6か月というのは、かなり社会的な影響も大きそうな感じですね。単に、パソコンを購入するということではなくて、メンテナンスとかソフトウェアの更新とか、この期間にあたると更新契約ができないということになりますよね。

【入札監理課長】

官公庁に限らず、広く、いろんなところでシステムであるとか大きく関わってきますので、影響は少なからずあると思います。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、次に参ります。

次に、報告事項ウの「南会津管内舗装工事の応札に関する調査結果について」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料3」により説明)

【伊藤委員長】

ただいまの報告につきまして、ご意見等ありましたらお願い致します。

この件につきましては、事務局でいろいろ調査をしていただきまして、どうもありがとうございました。資料3-1、特に下の西部の方の応札で1社が多いということから、若干、不自然な点があるのではないかとということで、調査をしていただいたのですけれども、コスト面、距離面からみて管外からなかなか入りにくいということもございます。少し気になるのは、1社のところは落札率が高いわけですよ。複数だとそれなりに低くなるという傾向がありますね。これはこの地区だけの問題ではないですけれども、落札率が98、99で並んでいるということは、入札のあり方としてはあまりいいことではない。税金を使ってやっているわけですから。この場合、なるべく応札者が複数出るような何らかの工夫みたいなものが入札の関係でできないものですか。地理的な条件は、よくわかりましたけれども、例えば、ロットさえ大きくすれば、もう少し応札者多いよというようなことも含めて。

【入札監理課長】

委員長が言ったように、ロット等で考えることは可能かとは思いますが、どれほどの効果があるかということが一つと、広さがかなりありますので、ロットを上げたり、かなりの距離があるところを一緒の工事として出すということも、なかなか難しい点があるかと思えます。もう一つは当然、落札率や参加者というのは大事ですけれども、参加者数を増やしたいがために、行政の方で何らかの手段を講じるということもおかしな話、自然に任せた方がいいかなという部分もあるかと思えます。談合とは言いませんけれども、行政がそこに手を加えるのはやりすぎなのではないかと考えております。

【伊藤委員長】

何らかの事前の調整があったかもしれないということについて、100%否定することはできないかもしれないけれども、地理的な条件を考えると、このような状況もありうる話だろうと理解すればよろしいでしょうか。

【入札監理課長】

業者の方が何人かおっしゃっていたのですけれども、業界内だし、狭い地域なので、どういう会社が、どういう技術者が何名いて、その技術者がどの現場に張り付いていてというのは、どの会社もお互いに知っている。その状況であの会社がこの現場に参加できるかどうかというのは、ある程度予想がつくということでした。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移ります。審議事項ア「抽出案件について」です。今回のテーマは、「総合評価方式で価格逆転が生じた案件のうち予定価格が3,000万円以上の案件」です。

抽出された委員から抽出理由の説明をお願い致します。安齋委員、今泉委員の順番でお願い致します。

【安齋委員】

私の方から説明いたします。今回の抽出なのですが、私と今泉委員、ほとんど同じのを選びました。最終的に5件残ったのですが、そのうち私が選んだものを説明します。

整理番号8番、32番、55番、71番、これが私の方で選んだ案件です。整理番号8番に関しましては、落札率が高いということから選んだものでございます。それから整理番号32番は、逆に落札率が低いということを選びました。55番は、金額が大きいものを選びました。地域要件で全国から隣接3管内に変わったので選びました。整理番号71番に関しては、ほとんどの案件が道路橋梁整備工事だったので、それ以外の工事ということで、ダム工事を選んでいきます。地域要件で全国から管内に変わったものということで選んでいます。以上です。

【伊藤委員長】

続いて今泉委員お願いします。

【今泉委員】

私の方は、整理番号8、28、32、55を抽出いたしました。ほぼ安齋先生の説明と同じですので、私の方からは、28番について、入札率が99.51%と高いということ。伊藤先生の話にありましたけれども、応札者が少ないと傾向的に高くなる、そして2者ということで、ここを抽出したということです。以上です。

【伊藤委員長】

はい、ありがとうございました。

それでは、ご説明していただきます。案件番号1 県南建設事務所の案件についてお願い致します。

【県南建設事務所】

(案件番号1について「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

ただいまの説明につきまして質問等ございましたらお願い致します。

【安齋委員】

入札参加資格の要件、格付けはA又はB、地域要件隣接3管内。この条件でいくと入札参加可能業者は何者になりますか。

【入札監理課長】

資料が手元にないものですから、最後までに調べて御報告します。

【安齋委員】

落札率がきわめて高い。99.88%というのは採算性が悪いということではないですか。

【県南建設事務所】

それぞれの会社によって、経営等を考えて一定の動きが出る金額を見積もった結果ですが、その詳細までは直接お話を伺った訳ではございませんので、採算性までは分かりません。

【伊藤委員長】

表の見方をもうちょっと説明をしていただけるとありがたい。総合評価方式の説明をちょっとお願いしたいのですが。

【入札監理課長】

全般的な表の見方、資料の見方について御説明いたします。

資料の3頁ですけれども、これが総合評価方式の点数の表ということになります。企業の技術力、それから配置予定技術者の技術力、企業の社会に対する地域貢献度ということで点数が並んでおります。落札者と第2順位者があるわけですが、第2順位者に関しては、所在地が白河市ということで、地域要件の面で、入札参加者の所在地が同一市町村にある第2順位者が2.5、同じ県南建設管内ですけれども、棚倉町にある落札者については2.0ということで、所在地に関してのアドバンテージはこの2社のうちでは、同一市町村にある分が有利だということになります。それ以外の企業の技術力等では、落札者がまんべんなく得点を入れているということ。それから企業の地域社会貢献度でも関連するところの大体で点を取っているのに対して、第2順位者では点が上げられていないということ。またその他、施工計画の適切性を含めて落札者の方が上回っているということで加算点としましては、一番右端になりますけれども、トータルとして、落札者が28.50。第2順位者が18.00ということで、10点以上の差がついているということになります。これが4頁において、今言った評価点と金額等を評価値という別な数字に置き換えるのですけれども、標準点100点に対して計算されていた28.50と18.00という加算点をそれぞれ足してそれぞれのいわゆる持ち点みたいなものが出ます。これをそれぞれの入札額で割ると金額あたりの点数が出るということで落札者にとってみると18.95。第2順位者にしてみると17.74ということで点数の高い落札者が落札したということになります。点数で10点以上違うということは、金額のパーセンテージでいうと7%、8%分に相当するということなので、第2順位者が仮に落札者に勝てるような額となると99.88%ということになっていましたけど、91%とか92%とか、そういう額でやっとせり合うような状況になるので。こういったところが総合評価のシステムで実際の案件でわかるかと思えます。

【伊藤委員長】

400、500万安く入れてやっとな勝負になるか、ならないかということですね。

【橋委員】

質問というか要望ですけれども、今回の案件に関しては、後で分かれば教えていただきたいのですが、格付要件と地域要件がこれだけ幅があり、比較的難易度が高い工事ではないということで、入札の条件に合致する企業の数というのが出てくるかと思います。その企業の数に対してなぜ2社しか応札していないのかというところが疑問である。同じような傾向がみられるものに関しては、質問事項に上がることが多いと思いますので、応札できる登録件数の分と、総合評価方式なので特別簡易型に、同じような案件で、過去どれくらい応札しているか、簡易型には過去どれくらい応札しているか、標準型の時にはどのくらい応札している傾向があるのか、そういった数字のデータというのを、次回以降表記していただくと非常にありがたいと思いますので、要望として上げさせてください。お願い致します。

【入札監理課長】

どのような形でお見せすることができるのか、なるべく要望に沿うような形で検討したいと思います。

【伊藤委員長】

点数自体はそれぞれの建設会社は事前に分かっているのですね。ある程度自己採点できるわけですね。同業他者の点数というものはある程度、事前に分かたりするものなのか。

【入札監理課長】

ものによるかと思います。例えば、3頁の項目で見てくださいと、施工能力・工事成績・優良工事表彰といったものについては発表になっているものなので、発表になっているものをつぶさにみていけば分かるということになります。それ以外の部分、認証を受けているかどうかというのは、例えば、子育て応援とかいうものについても分かると思います。一部、会社の中で雇用の状況とかまでなってくると、そこまで把握していないことは多かろうと思いますけど、公的機関で発表していることについては、押さえようと思えば押さえられるかと思います。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。他いかがでしょうか

【新城委員】

3頁ですけれども、技術力ですとかいろんな地域社会に対する貢献度等を評価の方に入れるという姿勢は非常に大切だと思うのですが、入札の所在地というところも、白河市であれば白河市で市内にある業者さんに入ってほしいなというようなこともあるだろうとい

うことで、所在地 2.5 になっているだろうとは分かりますが、配分の仕方がどうなのかなというふうに素朴に思います。施工能力・工事成績 1.0 なので、これ一つで覆ってしまう。子育て応援というのは大事ですけども、そのバランスというのはどうなのかなというような感じを抱きました。

いろんなことを考えられてこの点数配分になったとは思いますが、所在地の評価、0.5 しか違わない。東白川郡だから 2.0 になっているのですね。0.5 というそれだけの差ですけども、もうちょっと広い範囲のところもできれば入ってほしいということはあるのですが、この辺の配分の仕方というのは、事務局の方でも何か思われることはございますか。

【伊藤委員長】

まず、所在地のポイントの付け方をご説明できる部分があったら説明していただけますか。

【入札監理課長】

それでは、3 頁で説明いたしますと、名前の段の上にそれぞれの配点が記されています。上が特別簡易型で下が簡易型・標準型となっています。これを見ていただくと分かるように特別簡易型は工事能力・施工能力・工事成績で点数の対象となっていますけれども、簡易型、標準型はさらに優良工事表彰であるとか品質管理能力であるとかということも、加点の対象になっています。同じように地域社会に対する貢献度のところですけども、特別簡易型については、障害者雇用から新分野進出までは加点の対象になっていません。簡易型になってくると加点の対象となってくる。簡易型、標準型の方が当然金額の大きい工事になって、入札参加者の地域要件等が広がります。そういった工事については技術力の加点の対象も幅が広がる。地域社会に対する貢献度も幅を広げていく。一方で特別簡易型になると金額も小さくなって、地域要件も小さくなる関係もありますので、そういう時は、より現場に近い方を優先する観点から地域要件と入札参加者の所在地により評価対象地域が異なる項目というのがありますが、ここを中心に加点をするような形になっているということになります。

【伊藤委員長】

この工事は隣接 3 管内ですよね。他管内からの入札の場合、点数はどのくらいの差がでてくるのですか。

【入札監理課長】

隣接 3 管内と差がでるのは、管内であればいいわけです。言い方が難しいのですが、隣接 3 管内、例えば県南の工事ですので県中とかいわきが参加することができるんですが、県南管内であればある程度同一市町村と同じくらいの点数をとることができます。これが、管内要件の工事であった場合には、白河の工事に対して東白川郡については加点対象としては狭まってくるので、点数が取りにくくなる。ということで、言い方を変えると今回棚倉の業者と白河の業者の競合ということになるのですが、隣接 3 管内の案件だっ

たので両者に差が出づらかった。これが、県南管内工事の案件だったとすると両者にここまでの差は開かなかったということが言えると思います。

【伊藤委員長】

例えば、いわきも隣接管内の一つですね。いわきの業者が応札したときは所在地の点数は0点になってしまうのですか。どのくらいの遠さだと何点つくというルールは、一般的なご説明でも結構なのですが。

【入札管理課長】

所在地と地域要件が異なる場合には、半分ぐらいになると思います。

【伊藤委員長】

つまり2.5点が最高点ですよ。遠いと0点ということもあるのですか。0点はなくて1.5点から2点の間ぐらいは必ずつきますよとか、どのくらいの差がつくのかということをお聞きしたいのですが。

【入札監理課長】

管外は0点です。

【伊藤委員長】

これは両方とも管内で若干遠い近いがあるので、0.5点の差がついているということですね。

【入札監理課長】

それが、同じ管内の地域要件だった場合には、同一土木事務所管内が点数的にはもっと優遇されるのですが、今回、範囲が広い隣接3管内だったため、加点対象が建設事務所管内になるので、白河市と棚倉町の所在地による評価が差がつかなかったということになります。

【伊藤委員長】

というルールのもとで点数がつけられているということです。

【新城委員】

配点の0.5刻みということですね。いろいろな配点の仕組みとしては、0.5点刻みで変わっていくということに理解してよろしいでしょうか。

【伊藤委員長】

0.2とか0.3とかという差はつかないよねということですよ。

【入札監理課長】

そういうことはないです。全部 0.5 刻みです。

【佐藤委員】

先ほどの質問の関連なのですが、他者の評価項目及び点数は、情報公開制度を利用して知ることはできるのでしょうか。

【入札監理課長】

評価結果の点数は、基本的に契約後、発注機関の方でホームページ上で公開しております。開示請求をしなくとも知ることはできます。

【佐藤委員】

事前には分かりますか。

【入札監理課長】

事前には分かりません。ある程度、あの会社は何点ぐらい取りそうだということは想像できますけれども、何点取るかということを実際に分かるということではないです。

【伊藤委員長】

ただ、既に終わった工事については、過去のデータが出ているので、そこからある程度類推することもできるということになりますね。

【安齋委員】

点数高いところは、逆転できるということがわかりますね。

【伊藤委員長】

99.9%でも取れるということになりますね。

【安齋委員】

しかも何点差があると、金額かけて換算して何百万高く入れても逆転できると分かっていますからね。

【伊藤委員長】

でも、逆に言えば持ち点が低いと思っている業者は、かなり安く入れないと取れないよということで、安く入れる。

【安齋委員】

案件番号 3 2 番では、この場合地域要件が県内なのですが、他管内からの参加だと地域貢献度 0 点とこういう場合もあるんですね。県内オール福島という地域要件だったんですけども。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。それでは、次に、案件番号2、いわき建設事務所の案件について説明してください。

【いわき建設事務所】

(案件番号2について「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

この2つの会社は、何らかの関係をもっているのですか、それとも全く別個の会社ですか。

【いわき建設事務所】

この2つは系列の会社となります。

【安齋委員】

先ほどの質問と同じなのですが、格付要件A又はBで、地域要件隣接3管内ですね。このケースでいくと入札参加可能業者は何者ありますか。

【いわき建設事務所】

こちらの方の入札参加者としましては、200者が入札可能となっております。

【橋委員】

もし数が今分かれば、教えていただきたいと思ったので、ご質問させていただきますが、その200者のうち、河川の築堤工で、過去の傾向からいって、何者ぐらい応札しているのかについて分かれば教えていただきたいと思います。

【いわき建設事務所】

いわき市の中でということによろしいでしょうか。今手元に資料がないので。

【いわき出納室】

月別の細かい入札参加者数は、全体を割り出さないと出てこないのですが、いわき地区で、私ども出納室で入札執行しておりますので、その傾向だけ参考に申し上げさせていただきますと、震災以降、入札不調も非常に多くなりまして、応札者なしということもかなりのケースで出ています。さらに、落札の中でも、1者しか応札していない割合が非常に高く、いま私どもの手元にあるのが、1者しか応札していない割合がありますので、参考までに申し上げますと、震災以降平成23年度が31.45、平成24年度が52.27。平成25年度が61.31。平成26年度が59.35。平成27年度が49.45。簡単に言いますと、だいぶ改善されているんですが、今でも1者応札が半分ぐらいは平成27年度にあったという現状でございます。そこから推察しますと、今回の案件も2者応札ですけれども、2者とか3者、

1者しか応札者がいない案件というの、あるという現状であります。それから先ほど安齋委員からも話がありましたけれども、今回の2者応札、系列会社でございます。私なりに分析しますと、今回落札した業者というのは、資本金が3億7千万でございます。もう一方の業者は、資本金が1千万とかなり小規模でございます。先ほど安齋委員からも話ありましたけれども、総合評価方式ですから、自分の会社がどういう点数をつけられるか、あらかじめ想定はつくんですね。今回落札した業者さんは、かなり点数がもらえるということがあるのかなと、でもう一方の業者さんは少ない。傾向ということでしたので、今回落札している業者さんが、平成27年度にいわき出納室で入札を執行した中では、4件落札されています。その落札率を見ますと、平均すると99.6%と非常に高い落札率で落札しております。もう一つ業者さんも、もちろん管内で、落札しております。そちらの方は、平均落札率は88.24%。あくまでもこれは個人的な私見でございますけれども、かなり点数が高いところは、かなり強気な金額で、それからかなり点数的に厳しいところは、かなり安い金額でいれるという、あくまでも私見ですけれどもそういう傾向があるという現状です。

【伊藤委員長】

その他いかがでしょうか。自分の持ち点を前提にして、応札するということは分かるんですけども、例えば、社会貢献とかそういう部分は、なんとか点数を取るように会社として努力しようという方向にはいかないのですか。会社の規模の問題とかがあって、なかなか難しいということはわかるんですけども、それが総合評価方式の本当の狙いのような気もするのですけれども。

【入札監理課長】

基本的に社会貢献については、地域要件が同じところは評価できるということなので、たまたまよその管内にいったときにはつかなくなり、自分の管内ではつくということになります。同じいわき市の2者が参加されたこの案件番号2においては、ともに地域社会の貢献度は加点されている。ただどうしても会社の規模とかに左右される施工能力とかという部分では差がついてしまったということです。

【総務部政策監】

ただいま委員長からお話ありましたとおり、その部分は間違いなくインセンティブになるとは思います。結果的に自分のところがある程度分かる中で、もうちょっと同じ管内で競争しようというときに、この部分例えばボランティアの部分を努力すれば、ちょっと点数上がるのかなというところは見えてくるので、そういった意味でのインセンティブにはなっているのかなという感じがいたします。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。次に、案件番号3の保原土木事務所の案件について説明をお願いします。

【保原土木事務所】

(案件番号3について「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【伊藤委員長】

ちょっと教えていただきたいのですが、12頁の最終的な入札結果なのですが、ちょうど真ん中あたりに入札額(B)というのがございますよね。そこが、1番が、30,380千円という数字ですね。4番目が31,036千円という数字ですよね。その右側の評価値算出価格はどのような計算でこのような数字になるのですか。

【入札監理課長】

仕組みの説明ということになるのですが、まず評価値算出価格というのは、この金額以下の金額で入札しても、その金額で計算はしませんよという意味です。いずれも低価格入札というのが右側に入っている業者と入っていない業者といると思うのですが、入った業者は、評価値算出価格より下の価格で入れてきたということで、そうなった場合には、金額が分母になるのですが、分母が小さいほど、価格が低いほど点数が上がるのですが、その場合は評価値算出価格よりも下げて計算しませんよという仕組みになっています。

【伊藤委員長】

言ってみれば、最低制限価格みたいなもので、これを基準にして総合評価の計算をしますよと。でも実際の契約は入札金額で行われるということ

【入札監理課長】

実際の契約は入札金額で行います。

【伊藤委員長】

たまたま1番目と4番目は、評価値算出価格より下だったので、両方とも基準となる価格が同じで、加算点も全く同じ。だからくじでやりましたということですね。これ、くじではなくて、入札額が安い方がいいじゃないのという風にはならないのですか。

【入札監理課長】

もともとの設計的にそうはしません。そういう意見も当然中にはありました。

【伊藤委員長】

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に案件番号4の喜多方建設事務所の案件について説明をお願いします。

【喜多方建設事務所】

(案件番号4について「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

ただいまの件について、ご質問等ございますでしょうか。

【安齋委員】

15頁を見ると、地元と大手ゼネコンを含むJVの参加ですね。にもかかわらず、JVは工事成績が点数入っていないのですね。企業の技術力のところを見ても、配置予定技術者を見ても、企業の地域社会に対する貢献度を見ても。他が例えば1.0あるいは、0.5取っているのにここが該当なしとなっている。こういうことがあるのですか。

【伊藤委員長】

その前に、JVの評価はどのようにするのかということをお教えいただきたいのですが。例えば、筆頭の企業なのか、三者なら三者の合計でどういう計算をするのかということをお教えください。

【入札監理課長】

代表構成員の評価です。

【伊藤委員長】

ここで言うと、一番最初に書いてある会社の評価とが0点だということですね。

【入札監理課長】

今ほど安齋委員からあったお話というのは、いずれもJVも大手が加わったJVなのに、加点されそうところで加点されていないのはどういうことだろうということだと思のですが、いずれも県外の大手と県内のAクラスの会社が組んだもので、地域要件を企業所在地を福島とするために、あくまで代表構成員は、県内の構成員がなっているということになります。ですので、大手の会社がJVとして入ったとしても、代表構成員の方から出せる配置予定技術者では加点ができなかったということになると思います。

【伊藤委員長】

代表構成員の代表というのは、どういう基準で決まるのですか。自己申告ではない、例えば資本構成だとか、ここが代表ですといえばそれでいいのか。

【入札監理課長】

基本的には、施工能力が高い会社、言い換えれば規模が大きい会社が代表構成員になるのが普通で、その場合、出資比率も他の構成員よりも高くなります。

配置予定技術者の評価ということになると、その会社の評価ということになってしまいます。

【伊藤委員長】

それは、他の評価項目も代表構成員の会社の評価ということになりますね。

【入札監理課長】

基本的にはそうなります。要するに J Vとしての地域要件がありませんので。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。

【橘委員】

地域要件の加点のところで、地元の会社を守ることが総合評価方式の中にあっただかと思うのですが、納税の観点で、地元の企業の本店であれば、福島県に納税してもらえることが、少なからずあるかと思うのですが、J Vを組んだときに、どこに最初に代金が入るのかわかれば教えてください

【入札監理課長】

J Vの場合も、通常会社と同じように、J Vを取り締まる、通常会社でいう代表取締役、要するに責任者を設定しますので、基本的には、そこに支払いは行われて、構成員に対しては、そこから分配されることになるかと思えます。

【伊藤委員長】

売り上げは当然それぞれの企業に分配されるわけですね。ということは、納税も当然それぞれの企業がそれぞれのところで、それぞれの会社として納税することになりますよね。

【入札監理課長】

納税に関しては、J Vとして納税するのではなくて、それぞれの会社で納税することとなります。

【伊藤委員長】

お金は、筆頭の代表構成員に入るけれども、税務上の売り上げとか利益は、配分された結果として税金を支払うわけですから、筆頭のところだけが税金を支払うわけではないです。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。それでは、案件番号5の県中建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【県中建設事務所】

(案件番号5について「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

ただいまの報告の件につきまして、ご質問等をお願いします。

4者ぐらい応札者がいると、総合評価方式でも競争性が担保されるという気がしますよね。1者、2者ではなかなか難しいですね。

よろしいでしょうか。ただいまの抽出案件の意見交換に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【入札監理課長】

先ほど、安齋委員からご質問のありましたそれぞれの案件の入札参加可能業者数について申し上げます。まず、案件番号1については、150者。案件番号2については、198。案件番号3については、200。案件番号4については、60。案件番号5については、最大で183。というのは、案件番号5については、その他条件がついていますので、183を上限として条件該当するところとなりますので、これを下回るということとなります。

【伊藤委員長】

よろしいですか。それでは、次に移ります。審議事項イ「建設関係団体等からの意見聴取について」事務局より説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料5により説明)

【伊藤委員長】

ただいまの件につきまして、御意見があればお願いします。

【高島委員】

個別事業者ということで、どのくらいを対象に、どのくらいの数を出されるのでしょうか。

【入札監理課長】

毎年、個別事業者1者を対象に、基本的に業者さんの意向を伺って、名前を表に出すのか、出さないのかということで対応しております。

【安齋委員】

今までの個別事業者は、みんな非公開でやっています。本音が言えなくなるので。

【伊藤委員長】

事前にこちらである程度リストを作って、上の方から順番をつけてお声がけをして、OKというところをお願いをする。

【安齋委員】

たたき台から、私と委員長で選んで、三者ぐらいを選んで、その中で最終的に選んでいきます。

【伊藤委員長】

ほかいかがでしょうか。それでは、「その他」に移ります。委員の皆様から、何かございますか。

（各委員）（特になし）

事務局から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回の委員会等の日程調整のため、皆様のお手元に11月分、12月分の日程確認票を配付いたしました。

現在わかる範囲で結構です。お手数をおかけいたしますが、9月9日金曜日ころまでに事務局へご提出いただきますようお願い致します。事務局からは以上です。

【伊藤委員長】

日程調整について、委員の皆様よろしくお願ひします。本日の議事については、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、「第60回福島県入札制度監視委員会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。